

**鳥取県告示第292号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで